

重要課題解決を支える経営基盤

新菱冷熱は持続可能な社会の実現に向け、すべての人々の人権を尊重し、透明かつ公正なコーポレート・ガバナンスを追求します。

人権の尊重

経営ビジョン「さわやかな世界をつくる」のもと、事業活動にかかるすべてのステークホルダーの人権を尊重する責任を果たしていきます。

方針・考え方

新菱グループの行動規範・行動基準として「業務に関わるすべての人々の人権・個性の尊重」を役職員の共通認識としてきました。2023年には「人権方針」を策定し、「国連人権章典」や「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」「OECD多国籍企業行動指針」「国連ビジネスと人権に関する指導原則」などの国際規範を支持し尊重とともに、国連グローバル・コンパクトの署名企業として、人権を含む4分野・10原則にもとづく事業活動を進めています。「人権方針」では、国際規範の尊

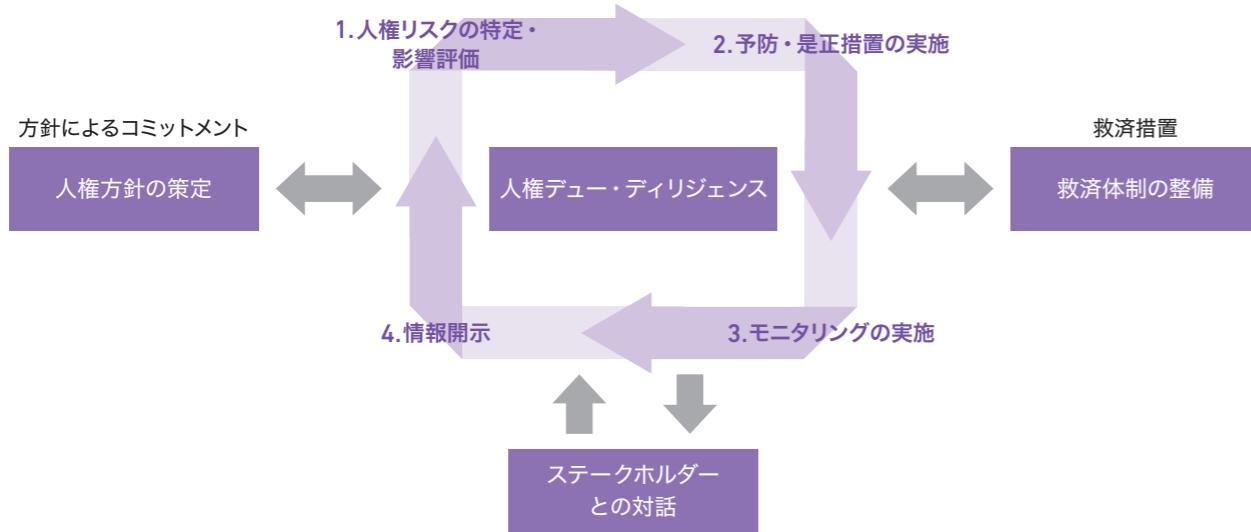
重・支持や、事業活動を行う国・地域で適用される法令の遵守、人権デュー・ディリジェンスの実施、救済・是正メカニズムの構築、人権方針の周知・浸透・教育などに取り組むことを掲げています。これらの取り組みは、サステナビリティ推進委員会が関連部門や新菱グループ各社と連携して進めています。また、お取引先や協力会社の皆様にも働きかけ、サプライチェーン全体での人権尊重に努めます。

人権デュー・ディリジェンスの実施

「国連ビジネスと人権に関する指導原則」および2023年に策定した「人権方針」にもとづき、事業活動が与える人権リスクの特定・影響評価、予防・是正措置、モニタリング、情

報開示のPDCAサイクルを回していきます。また、人権方針の理解やこれら取り組みが効果的に実施されるように、人権研修など役職員への啓発活動を行います。

人権デュー・ディリジェンスのPDCAサイクル



相談窓口による救済体制

人権やハラスメントなどを含む通報相談窓口として、「SHINRYOホットライン」を設置しています(☞P61)。

社内で対応する内部窓口と弁護士が対応する外部窓口があり、新菱グループのすべての役職員(役員、従業員、出向受入者、派遣労働者等)のほか、お取引先や協力会社の皆様など、新菱グループの事業活動にかかるすべての方を対象と

しています。通報内容は機密性を確保し、通報者が不利益を被らないよう保護を徹底しています。また、事業活動が人権に対する負の影響を引き起こしたことが明らかになった場合、もしくは助長したことが明らかになった場合は、適切な手段を通して是正・救済措置に努めます。

人権リスクの特定・影響評価

人権デュー・ディリジェンスの最初のステップとして、事業活動における人権リスクと重点的に取り組む人権課題の特定を行いました。ステークホルダー別に、人権リスクを深刻度・発生可能性で分類。リスクの特定にあたっては、サステナビリティ推進委員会と調達・総務・品質・安全・人事などの関係

部門が検討を行い、外部有識者の意見を参考に特定しました。今後は、これらのリスクを予防・是正するため、ステークホルダーとの対話やサプライチェーンの皆様への「調達ガイドライン」の取り組み状況のアンケートなどを実施する予定です。

人権リスクマップ

| 自社および自社従業員 | サプライチェーン | お客様 | 地域・コミュニティ |
|--|---|--|---------------------------|
| ○●◆ 消費者の安全と知る権利 ○●◆ ■ 環境・気候変動に関する人権問題 ○● 強制的な労働 ○● 児童労働 | | ● 過剰・不当な労働時間 ○● ハラスメント | ○ 過剰・不当な労働時間 ○● 労働安全衛生 |
| ○ 賃金の不足・未払い、生活賃金 ○ 社会保障を受ける権利 ○● 賄賂・腐敗 | ● 賃金の不足・未払い、生活賃金 ● 社会保障を受ける権利 ○● 外国人労働者の権利 ○● 差別 | ○●◆ ■ 救済へアクセスする権利 ○● ジェンダーに関する人権問題 ○●◆ ■ プライバシーの権利 | |
| ○● 表現の自由 | ○●◆ 知的財産権 | | |
| ○■ 居住移転の自由 ○ 結社の自由 ○●■ 先住民族・地域住民の権利 | ○●◆ テクノロジー・AIに関する人権 | | |

発生可能性

人権研修

人権尊重と事業活動における人権侵害リスクについて社員に対する人権研修を継続的に実施しています。人権を主なテーマとしたコンプライアンスNewsの配信や、eラーニングによ

るSDGs教育でも人権を取り上げ、社員の人権に対する意識の向上に取り組んでいます。

人権課題に対する取り組み

人権リスクマップにもとづき、深刻度や発生可能性の高い人権課題から取り組んでいます。今後も事業活動にかかわ

るすべての方の人権を尊重すべく取り組みを進めています。

| 人権課題 | 該当ページ | 取り組み内容 |
|-------------------|-------------|---|
| 消費者の安全と知る権利 | 49 | ● 社会課題解決を反映した「調達ガイドライン」の改訂 |
| 環境・気候変動に対する人権問題 | 27-30 | ● 事業活動における気候変動リスク・機会の開示 ● 温室効果ガス排出量削減を推進するKPIの見直し |
| 過剰・不当な労働時間、強制的な労働 | 51-52 | ● 「We Up!」による人を取り巻く環境の整備 |
| ハラスメント | 62 | ● コンプライアンス教育の実施 |
| 労働安全衛生 | 47-48 53 | ● 安全衛生協議会の安全パトロール実施 ● 作業所安全ブックの作成 ● 健康経営優良法人2025の認定取得 |
| 賃金の不足・未払い、生活賃金 | 49 | ● 「パートナーシップ構築宣言」の改訂 |
| 救済へアクセスする権利 | 57、61 | ● 通報相談窓口「SHINRYO ホットライン」による救済体制の整備 |

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンス体制

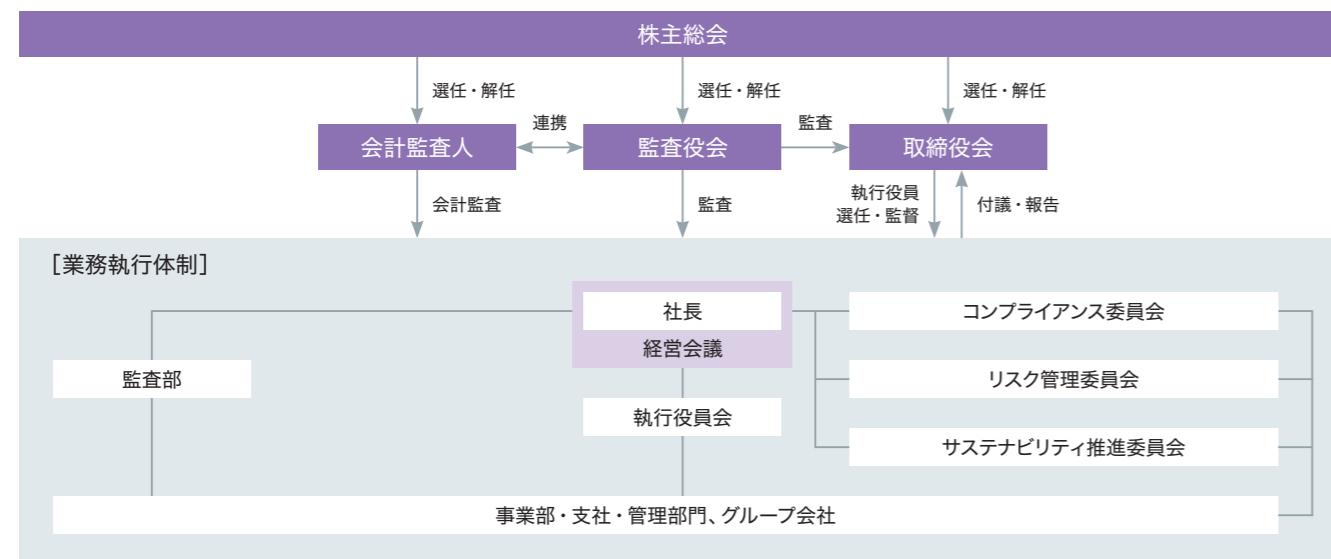
取締役会では、会社法上規定される付議事項および取締役会規程で定めた付議基準・報告基準にもとづく上程議案を審議します。経営会議では、取締役会への上程議案の審議に加えて、会社経営に関する重要事項を審議します。執行役員会では、執行役員による業務執行状況の報告と経営会議における決議事項の周知、経営会議審議事項の事前意見聴取などを行っています。監査部は、制度、組織業務活動の有効性および効率性、コンプライアンスの適合性などを検証します。また、国内外の事業所だけでなく施工現場の監査も実施しています。

弊会社の統括責任者が連携し、企業倫理・法令遵守の意識向上と徹底を図るとともに、通報相談窓口「SHINRYOホットライン([P61](#))」に寄せられた通報・相談に対する方針決定、是正指示も行っています。

また、リスク管理委員会では、経営に重大な影響を及ぼす可能性のある大型案件について、技術上・契約上の重要リスクを抽出し、その対応策の協議を定期的に行ってています。

サステナビリティ推進委員会では、サステナビリティに関する重要事項の協議・報告やサステナビリティ推進事項の情報集約などを行っています。

コーポレート・ガバナンス体制



内部統制

会社法において内部統制システム構築が義務付けられて以降、適宜その見直しを行い、業務遂行における適法性の確保と合理性および効率性の充実を図っています。

新菱冷熱の「内部統制システム基本方針」概要

1. 当社グループの役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 2. 取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する体制
 3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 5. 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 7. 当社グループの役職員またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

事業継続計画(BCP)

大規模災害の発生時などの有事においても事業活動を継続するため、「事業継続計画(BCP)」を策定しています。平時には、社内インフラの整備や協力会社との連携体制の構築など事前対策を進めるとともに、定期的な訓練を実施し、BCPの実践力向上に努めています。また、地方自治体などと災害協定を締結し、災害時の支援要請に対応できる体制を整えています。

BCP総合訓練の実施

災害時における社員の対応力向上とBCP体制の強化のために、BCP総合訓練を定期的に実施しています。訓練では、国内グループ会社を含めた安否報告訓練、社長を本部長とする災害対策本部訓練などを複合的に行ってています。震災時の対応訓練のほか、近年、頻繁に発生する台風による風水害を想定した訓練も実施し、被災地との連携確認や事業復旧体制の手順確認などの実効性を検証しています。

新菱冷熱の「事業継続計画(BCP)」基本方針

1. 役職員の安全確保を最優先し、速やかな支援を実施する。
 2. 会社施設を早期に復旧し、会社機能の維持継続を図る。
 3. 顧客の事業継続活動への支援として、当社施工中現場・竣工物件の復旧活動に協力する。
 4. 地域社会の一員として、可能な範囲でのインフラ復旧、被災住民への支援を実施する。

リスクマネジメント

新菱グループの事業を取り巻く、品質・安全・環境・人権・コンプライアンス・情報セキュリティなど、さまざまリスクに対する被害を最小限に抑えて、事業を継続する体制や対応策を整備しています。リスク管理の基本事項をまとめた「リスク管理規程」や、「危機管理対策規程」を整え、国内外のリスクに迅速に対応できるよう、具体的な対応要領も整備しています。

また、海外で発生した危機への具体的な対応指針として「海外安全・危機管理マニュアル」を制定し、リスクと影響を毎年見直すサイクルを構築しています。

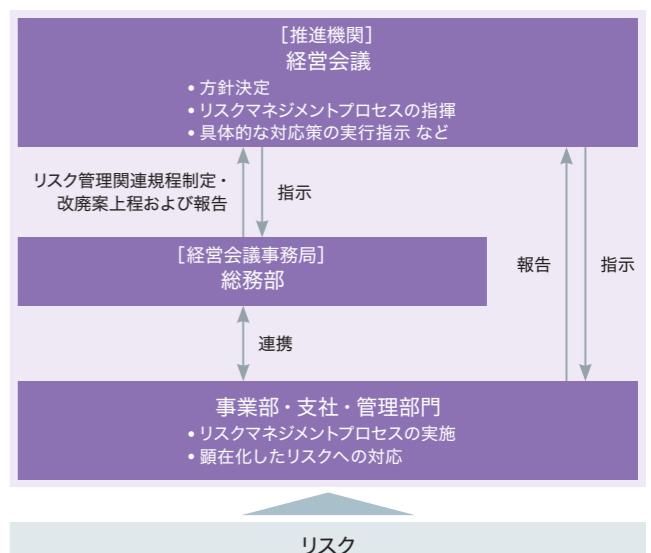
情報セキュリティ管理体制

お客様やお取引先の情報の適切な管理を行うため、「企業情報管理規程」にもとづき、主要事業所や現場事務所のセキュリティ監査を定期的に実施しています。情報リテラシー向上活動にも力を入れており、2025年は、「秘密情報管理ガイドライン」にもとづくインシデント事例の教育や、日頃利用するパソコンやサーバーに対する基本的な対策の確認調査などを実施しました。また、情報セキュリティに関する社内連絡会議を定期的に開催し、最新情報の共有を行っています。

災害時の組織体制



リスクマネジメント体制



コンプライアンス

コンプライアンス体制

新菱グループでは、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題と考え、社是にある「正しからざることに与するな」を行動の原点に、グループの全役職員が法令を遵守し、すべてのステークホルダーの皆様から支持されるよう努めています。

新菱グループ行動規範

新菱グループのすべての役職員は、社是および行動規範・行動基準により、コンプライアンスに関する基本的かつ共通の意識を持ち、また会社に対する高い帰属意識のもと、日常の業務において、行動規範・行動基準を誠実に実践します。

- 行動規範 1 お客様の立場にたってお客様の満足を追求します。
- 行動規範 2 株主様のために経営の効率化を追求します。
- 行動規範 3 家族にも誇れるような活気にあふれ、ゆとりのある職場にします。
- 行動規範 4 お取引先とともに、企業倫理・法令遵守を徹底し、公正・透明で自由な事業活動を行います。
- 行動規範 5 健全な社会の一員として、るべき姿を絶えず追求します。
- 行動規範 6 グローバルな企業として、関係する国々の社会の発展に貢献します。

ガイドライン

国内コンプライアンス ガイドライン

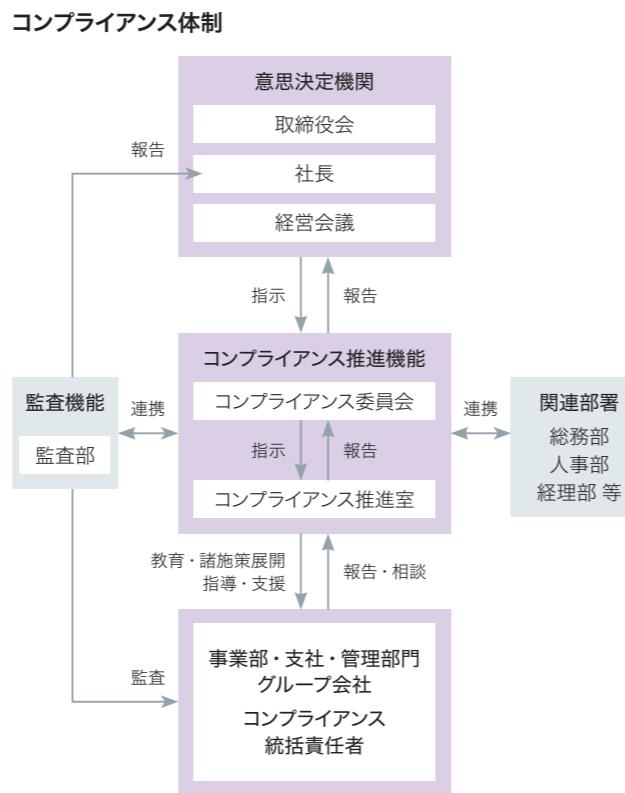
社是、行動規範・行動基準を原点とした基本原則「新菱グループ コンプライアンス ガイドライン」を策定しています。また、独占禁止法や建設業法などの法律を体系的に整理した解説書「関係法令の解説」を作成しています。新菱冷熱および国内グループ会社の全役職員がガイドライン教育を受講し、コンプライアンスの遵守を誓約しています。

また、コンプライアンスの具体事例をまとめた「コンプライアンス事例集」を作成して教育に活用し、役職員へのコンプライアンスの浸透を図っています。

内部通報制度

法令違反や不正の防止、それらの兆しを早期発見し、是正することを目的に「コンプライアンス通報相談規程」を整えています。

公益通報者保護法を踏まえ、通報者の保護に重点を置いた内部通報制度を確立し、運用しています。また、通報相談窓口として「SHINRYOホットライン」を設置し、周知に努めています。



グローバル・コンプライアンス ガイドライン

海外拠点に勤務する日本人社員および現地法人の役職員を対象とした「コンプライアンス ガイドライン(グローバルバージョン)」を策定し、運用しています。各国・地域の法令の遵守、人権を含む各種の国際規範の尊重はもとより、文化や慣習などに配慮した守るべき基本原則を定めています。すべての役職員がガイドライン教育を受講し、コンプライアンス遵守を誓約しています。

コンプライアンスの理解・遵守に向けて

KPI SDGs重要課題のKPIを示す(詳細一覧はP25-26) **100%**

コンプライアンス教育の実施

■グループ全役職員を対象とした教育

新菱冷熱および国内外のグループ会社を対象としたコンプライアンス教育を定期的に実施しています。2025年度は、施工現場で起こりうるコンプライアンス違反やハラスメントなどの実践的な教育を行いました。社会的な問題を幅広くタイムリーに取り上げ、つねにコンプライアンスを意識しながら業務に取り組む風土づくりに努めています。

| 対象者 | 教育内容 |
|--------|----------------------|
| 技術者 | 施工現場で起こりうるコンプライアンス違反 |
| 新入社員 | コンプライアンス ガイドラインの解説 |
| 中途入社社員 | コンプライアンス ガイドラインの解説 |
| 各部署所属員 | 業務で起こりうる各種コンプライアンス違反 |

腐敗防止

新菱冷熱は、行動規範と調達ガイドラインに腐敗防止に関する方針を定め、贈賄や不適切な利益の供与など、あらゆる形態の腐敗行為を禁止しています。また、国連グローバル・コンパクトに署名し、腐敗防止を含む4分野10原則にもとづく事業活動を進めています。

新菱グループ行動規範(抜粋)

行動規範 4 お取引先とともに、企業倫理・法令遵守を徹底し、公正・透明で自由な事業活動を行います。

- 〈遵守事項〉・公務員との健全な関係の維持
- ・独占禁止法の遵守
 - ・お客様との節度ある関係
 - ・協力会社との不適切な関係の禁止

調達ガイドライン(抜粋)

1. 法令・社会規範等の遵守
 - 1.3 公務員、政治家等に対する贈賄などのあらゆる形態の腐敗行為を行わない。
2. 公正・公平な取引
 - 2.1 不適切な利益の供与や受領を行わない。
 - 2.2 関係先との取引は契約に基づき実施するとともに、優越的地位の濫用や公正・公平かつ自由な競争による取引を阻害する行為を行わない。

反社会的勢力への対応

新菱グループは、内部統制の一環として、「反社会的勢力の威嚇には、絶対に屈しません。毅然として、勇気をもって排除します」という行動規範・行動基準の遵守に取り組んでいます。

■「新菱コンプライアンスNews」の定期配信

全役職員向けに「新菱コンプライアンスNews」を定期的にメール配信しています。Newsでは、建設業法など業務に関連する法律の解説や法改正のポイント、職場におけるコンプライアンス、人権など幅広い話題を取り上げています。また、毎号アンケートを実施し、コンプライアンスに対する意見や相談が気軽にできる仕組みを整えています。

■グループ会社との連携

定期的に開催している国内グループ会社との連絡会では、法改正への対応や、社内規程の整備などコンプライアンスに関する情報共有を行い、新菱グループとしてコンプライアンスに関する認識と運用の統一を図っています。2025年度の連絡会では、各社のコンプライアンス事例報告と、それらを改善するために行った教育や資料について情報共有しました。

海外業務での遵守体制

海外業務における公務員などに接する際の遵守事項・遵守体制を「海外における汚職防止に関するガイドライン」にまとめています。基本原則のほか汚職防止に関する各国共通の考え方、国・地域の個別の事情に応じた対処方法を掲載し、法令・政治などの変化に対応し毎年見直しを行っています。また、海外拠点で働く日本人社員や現地法人の役職員に対し、継続的にガイドライン教育を実施しています。

新菱グループ 海外汚職防止に関する基本原則

1. 贈賄その他の不正の手段によるビジネスの獲得、拡大、利益の追求を行わない。
2. 各国・地域における贈賄、腐敗防止関係法令を遵守するとともに、日本における不正競争防止法第18条(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)を遵守する。
3. 各国・地域において、習慣として行われている贈答であっても、ビジネスの獲得、有利な取扱いを意図しているものは厳行わない。

通報相談窓口「SHINRYOホットライン」

内部窓口：新菱冷熱・コンプライアンス推進室
E-mail : soudan@shinryo.com
外部窓口：若葉パートナーズ法律会計事務所
E-mail : soudan@wakaba-ps.jp

新菱グループ役職員のほか社員以外の方も利用可能です。詳しくは新菱冷熱ホームページをご確認ください。
<https://www.shinryo.com/sustainability/compliance.html>